

南シナ海の紛争と新たな地域秩序の模索

鈴木 洋 一*

South China Sea Conflicts and the Fumbling of a New Regional Order

SUZUKI Yoichi

The South China Sea has long been the center of conflicts between the surrounding countries, especially China, Vietnam and the Philippines, over possession of its islands, which ensure control of an exclusive economic zone (EEZ). The latter two countries form part of ASEAN. The rapid rise of China in recent years is intensifying these conflicts. International concern has been rapidly drawn to this area because, on the one hand, China has declared the area part of its core interests since 2010 and, on the other hand, the USA has started regarding these conflicts as a national security issue, emphasizing that they impede its national interest, namely, freedom of navigation. The shift in US military strategy to a rebalance or pivot towards Asia is adding importance to these conflicts. It is anticipated that ASEAN's collective negotiating power, the proper involvement of large outside powers, and multilateral dialogue frameworks will help alleviate the conflicts and avoid an outbreak of hostilities.

キーワード：核心的利益, 航行の自由, 国連海洋法条約, 行動規範, 南シナ海, 実効支配
Key Words: core interest, freedom of navigation, UNCLOS, COC, South China Sea, effective control

はじめに

南シナ海域は、ASEANに属する5カ国（マレーシア・フィリピン・ベトナム・インドネシア・ブルネイ）と中国・台湾が、その島嶼の領有権を主張し合う紛争地域になっている。領有権を握ると、その周囲の海域を排他的経済水域（EEZ）として設定でき、そこにおける漁業権と海底資源開発権を独占できるからである。

本稿は、先ず、①南シナ海における領有権とEEZを巡るこれら国々間の対立・衝突を通観し、②EEZ内の海底に埋蔵されている石油・天然ガスがそれらの国々の経済発展

* 中央大学政策文化総合研究所客員研究員
Visiting Research Fellow, The Institute of Policy and Cultural Studies, Chuo University

に不可欠なエネルギー資源であることが紛争の源泉であることを確認する。次いで、③これが、顕著に台頭する中国の「核心的利益」の表明につながり、中国に連帯して対抗するASEANおよび個別の係争国の反発となって表れていること。④これら国々が中国を意識した自己防衛のために、域外大国（米国、日本）の支援・関与を引き出していること。⑤経済成長とこの政治外交的国際関係が、石油・天然ガス輸送ルート上の中東湾岸およびこれに接続する南シナ海域のシーレーンの安全保障体系の変容を迫っていること。そして最後に、⑥中国の南シナ海への進出強化は、内政における戦略化と関係していることなど、南シナ海の国際関係を複眼的に眺めてみようとするものである。

これらの係争が近年、国際的に大きな注目を集めるようになった2つの要因がある。1つ目は、2010年以降、中国が南シナ海を「核心的利益」であると表明するとともに、衝突・実効支配を強化しASEANの懸念が強まっていること。2つ目は、それまで、この南シナ海問題に対して中立的態度で、係争国間での平和的解決を支持するという立場をとっていた米国が、2013年から急速に米国の安全保障問題であるとの姿勢に転じたことである。

これらに関連して、いくつもの事柄が展開している。①国際仲裁裁判所（オランダ・ハーグ）へのフィリピンによる中国提訴（2013年1月）、②日中間の東シナ海域での天然ガス田開発問題の再燃と尖閣問題発生による交渉中断、③2013年を通しての安倍首相によるASEAN全10カ国歴訪とその集大成としての日本・ASEAN特別首脳会議（2013年12月）における共同声明に見られたASEANの対中対抗姿勢、④日米外務・防衛担当閣僚会議（2プラス2）（2014年6月）が打ち出した共通戦略目標（航行の自由と海洋の安全保障の維持）下での日米豪、日米韓、日米印、日米ASEANの多国間連携協力の強化、⑤日米豪による初の共同軍事訓練（2014年7月）、などである。

また、世界の海上貨物の約4割、日本の中東からの輸入原油の約8割が南シナ海域を通過する。ここでの紛争は当事国以外の国々にとっても、シーレーン（通商・戦略的に重要な海上交通路）確保の観点から大きな問題であり、海上の安全保障が不可欠である。

このように、南シナ海問題は、東シナ海問題とも絡んで、海洋開発および海洋平和のルール策定（ASEAN・中国間での法的拘束力を持つ「行動規範」（COC）の策定交渉など）とともに、東アジアの地域秩序・安全保障システムの形成にまで関わる広範な広がりを見せている。

その一方、対中姿勢におけるASEAN加盟国間での統一性の維持、東アジア首脳会議（EAS）とASEAN+3のいずれを主軸とするかを巡る日・中・ASEANの立場の違いなどが課題になっている。

1. 南シナ海における領有権問題

1-1. 領有権の主張と実効支配の概況

図1に示したパラセル諸島、スプラトリー諸島、ナトゥナ諸島を巡って、7カ国の主張と実効支配が交錯しているが、中国が島嶼面積全体の8割に対して領有権を主張し、7島を実効支配している。表1にその内容を記した。

ただ、留意すべき点は、国連海洋法条約（UNCLOS）は、海岸線から200カイリまでをEEZと定めているが、多くの島嶼が散在し、その領有権が歴史的にも不明確である南シナ海域では、EEZの境界の画定が元来、非常に困難であり、そのために、領有権紛争、EEZ権益を巡る紛争が頻発・継続しているという基本的特徴があることである。



出所：筆者作成

図1 南シナ海周辺の地図

表 1 領有権の主張と実効支配の状況

西沙諸島 (パラセル諸島)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁から構成された島々。 ・以前は西半分をベトナム共和国（南ベトナム）が、東半分を中華人民共和国（中国）が支配していたが、ベトナム戦争中に中国がベトナム共和国の支配する西半分に侵攻し占領した。 ・中国が滑走路や港などを整備し実効支配し、ベトナムと台湾も領有権を主張している。
南沙諸島 (スプラトリー諸島)	<ul style="list-style-type: none"> ・100余りの島々で、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、台湾、中国が領有権を主張している。 ・台湾、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシアが各島を実効支配している。
中沙諸島 (インドネシア領ナトゥナ諸島)	<ul style="list-style-type: none"> ・西沙諸島の東南約100kmに位置している。主にサンゴ礁から構成されており、<u>海洋法条約の島には該当しない</u>とも言われている。 ・中国、台湾、フィリピンが領有権を主張している。
東沙諸島 (インドネシア領ナトゥナ諸島)	<ul style="list-style-type: none"> ・東沙島、北衛灘、南衛灘などから構成されている。 ・台湾が実効支配しているが、中国が領有権を主張している。台湾の行政区域では高雄市旗津区、中国の行政区域では広東省陸豊市となっている。 ・EEZが、中国や台湾が南シナ海で設定したEEZと一部重複。
(参考) 三沙市	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年7月17日、中国国務院は、三沙市の成立を正式発表。同市を西沙諸島、中沙諸島、南沙諸島を管轄する市とし、市政府の所在地は、西沙諸島の永興島。島内の軍駐屯地に司令官が配置されている。*

* China Daily, July 27, 2012

出所：各種情報に基づき、筆者作成

1-2. 主な経緯

(1) 既に1974年、中国は南ベトナム（当時）が領有権を主張していた西沙（パラセル）諸島を武力で占拠していたが、その後1970年代後半に海底油田の存在が明らかになり、次いで1980年代に入ってから東南アジア諸国の経済成長に伴うエネルギー需要の拡大で、南シナ海に注目が集まり始め、周辺国が調査・試掘に乗り出してきた。中国も1980年代に入ってからこの海域での海洋支配を積極化している。

このように、アジア諸国の経済成長と南シナ海の領有権問題を巡る紛争の深化との間には基本的に相関関係がある。

参考：1970年代以降、南シナ海域での中国の伝統的な戦略は、軍事力による威嚇・占拠であったが、日本との尖閣諸島領有問題などについては、公式には、鄧小平提起の（係争の島嶼の領有権が中国側にあることを前提とする）「論争棚上げ、共同開発」を掲げていた¹⁾。

1986年に入ると、南シナ海領有権問題へのこの政策の適用を表明している（同年の鄧小平とフィリピンのラウレル副大統領会談など）。

その一方、南沙（スプラトリー）諸島海域では、中国は、当初は海洋調査船による調査を実施していたが、程なく中国艦隊による軍事演習を繰り返した後、1988年には、ついに、

陸戦隊がベトナム南部海域のジョンソン南（赤瓜）礁に上陸してベトナム海軍と死傷者が出る交戦の上、中国の主権標識を建て、「実効支配」した。

このことから、南シナ海について見ると、中国の公式の姿勢と実態の間にはずれがあった。

(2) 90年代初頭には、フィリピン西方海域で海洋調査とともに、サンゴ礁に主権標識を建て、漁民の避難を名目とする監視施設を建設するなど、領有権主張と実効支配を進めている。ところで、中国は、解放政策以降の高度経済成長に伴い、1993年に石油の純輸入国に転化（中国海関統計）すると、資源エネルギー依存型の経済成長の維持が中国の命題となり、この頃から中国の海洋進出が激しさを増している。

中国国内で、1992年に、「領海および接続区域法」（領海法）を制定し、南シナ海における島嶼の領有権とその保護を目的とした武力行使の意図を明示し、1995年には、フィリピンが領有権を主張していたミスチーフ環礁（美濟礁）、ベトナムが領有権を主張するガベン（南薫）礁を占拠し、ASEAN側の懸念は現実のものとなった。

(3) その一方、1990年代後半に中国は、東南アジア諸国との協調路線による問題沈静化の姿勢をとり始め、懸念を深めるASEANに対する歩み寄りも見せるようになった。1992年2月、最大の係争国ベトナムのレカフェー総書記（当時）の訪中（「正式友好訪問」）とそれに続く（同年12月の）両国間でのトンキン湾（北部湾）領海およびEEZの境界の確定、およびフィリピンも含めた3国による南シナ海域における共同調査などが協調路線の成果であった²⁾。

参考：中国の90年代後半での政策転換の要因

- 政治的要因としては、(イ) 中国の経済発展に不可欠な周辺環境の安定化の確保の必要性、(ロ) 台湾の動きを牽制もしくは抑制する（台湾は1990年代から、「南方政策」によって東南アジア諸国との関係強化を活発化してきた。台湾と東南アジア諸国には、中国の脅威という共通認識があり、その緩和を図る必要があった）、(ハ) 南シナ海問題に対する他の大国（特に米国）の介入を防ぐなど。経済成長という命題の下での周辺諸国や関係国への対応は「非対立的な強硬姿勢」（non-confrontational assertiveness）³⁾と称された。

- 経済的要因としては、(イ) ASEANに根付いて活動している多くの華人資本家が中国に投資しており、ASEANは中国にとっても重要な経済パートナーである、(ロ) ASEANは中国にとって当時既に第4位の貿易相手であった（事実、2001年のASEAN・中国首脳会議で、中国は、ASEAN+1の自由貿易協定（FTA）を提案している）、などが指摘される。

こうした協調・対話路線から2011年以降の強硬にして緻密な路線への転換については、後述2. 中国の海洋進出政策・戦略・戦術の変化を参照。

(4) さらには、ASEAN側の要請に応じ、2002年の中国・ASEAN外相会議では、緊張を高める行動の自制や平和的解決をうたった「南シナ海行動宣言」（DOC）が採択された。同宣言は法的拘束力を有しないが、法的拘束力のあるCOCの合意に向けて「努力する」こ

とが規定された（行動規範としては、軍事演習の禁止、救援活動のルール設定、国連海洋法条約の紛争解決手続きの活用、規範遵守を監視する仕組みの構築、EEZの尊重、その他が想定されている）。ただ、その後、中国の南シナ海進出の動きから、COCの早期策定を求める意見がASEAN諸国から噴出し、日本や米国もこれを支持した。

(5) 2011年7月、中国・ASEAN外相会議は、南シナ海における協力推進を標榜するガイドライン（指針）を承認した。しかし、実態を見ると、中国による南シナ海域への初の空母配備、フィリピン資源探査船に対する中国艦艇の動き、中国による漁業監視船投入などから、中比間の応酬は続いた。

(6) その後、2012年には、中国・ASEAN間で法的拘束力をもつCOC作りが合意されている。だが、実際には、基本的に「当事国である2国間の問題でありASEAN全体との問題ではない」とする中国側と互いの主張がかみ合わず、両者間での交渉は遅れており、この間にもこの海域では米国も含む各国軍艦、監視船、漁船との接触寸前事故、衝突事故が頻発している。

(7) 2013年1月、フィリピン政府は自らの領有権を主張するスカボロー礁に中国海軍が監視船を配備し、さらに建物の建設が始まったと非難。「外交的手段が尽きた」として、国連海洋法条約に基づいて国際仲裁裁判所（オランダ・ハーグ）に提訴し、裁判手続きが、同年7月に開始されている。これに対して、中国政府は2国間で解決を図る問題だとして、応じていない（仲裁裁判には係争国の同意が必要である）。

(8) その一方、ASEANと中国は2013年9月からCOCに関する公式協議に入ったが、前記(6)、(7)に記した理由から合意の目途は立っておらず、ASEAN側は、引き延ばしつつ実効支配を進めるものと不信感を表明している。

(9) この間にも、2014年3月にはパラセル諸島海域でベトナム漁船が中国海軍の艦船から銃撃され、ベトナム政府がこれに強く抗議。次いで、5月には両国間で繰り返されている艦船衝突に加え、ベトナム沖西沙諸島周辺で中国が石油掘削施設を建設していることが判明し、ベトナムはこれを領海侵犯として、両国の政府公船を巻き込む事故（放水・衝突）に致り、両国の対立はさらに深まった。ベトナム政府による映像公開などの国際社会への積極的広報に対して、中国政府は事実を認めず、ベトナムを非難。その後も、両国漁船の衝突によるベトナム漁船の沈没など、緊張が高まった。

参考：2014年5月の中国による石油掘削装置の設置

- ・5月3日、中国海事局は、5月2日～8月15日の約3カ月半、西沙諸島のトリトン島（Dao Tri Ton）（中国名中建島）で「海洋石油981」（石油掘削装置）による掘削作業を実施すると発表。ベトナム外務省は、この地点は、ベトナム本土海岸線から130カイリにあり、完全にベトナムのEEZ、大陸棚内にある。加えて、西沙諸島はベトナムが領有権をもつ島であるとして、無許可での中国側の掘削は違法として強く反対を表明。続いてトップレベルの電話会談、北京

への特使派遣などの打診を含むいくつかの対応策を講じたが、拒否されたとされる。ベトナム海上警察の警備艇、農業農村開発省漁業総局の監視船なども現場に派遣された。

・この激しいベトナムの反応の背景には、(イ)以前から西沙諸島近海でベトナム漁民への中国側によるハラスメントが続いていて、当局や国民の反中感情が高まっていた。(ロ)この掘削作業は、実質的な支配の固定化として領有権を主張するベトナムは容認できない。(ハ)2011年から両国の合意などで海洋問題を協議によって解決する雰囲気醸成していたにもかかわらず、掘削作業が開始されたのは、一方的で唐突な政策転換であるとのベトナム側の認識があった、とされる⁴⁾。

参考：ベトナム外務省報道官は、2014年5月23日の会見で、中国によるベトナム沖での石油掘削を機に激化した対立に関して、記者団に西沙諸島と南沙諸島がベトナム領であることを示す「法的・歴史的根拠」の資料（過去の外交文書や国内法など）を配布して解説し、中国が西沙沖で実施する石油掘削が違法だと訴えた。ベトナム政府が西沙・南沙の法的根拠の公表に踏み切ったのは初めてであるが、自国の主張の正しさを示し、国際社会の支持を得て中国を牽制する狙いがあるとされる。

同国政府は現在、国際司法機関への中国の提訴を検討しており、国際社会を自陣に引き込み、中国をけん制する狙いとみられる⁵⁾。

参考：南シナ海における中国・ベトナム・フィリピンの対立の要因

これら3国の間で領有権・EEZを巡る対立が激化している最大の要因は、石油、天然ガス鉱区の争奪である。これに関連する以下のような動きが2013年にあった。

①ベトナム

中国海洋石油総公司（CNOOC）は、2012年6月23日、南シナ海で新たに9カ所の石油・天然ガス鉱区を対外開放すると発表した。これらの鉱区は、ベトナムの中部から南部沖合に位置しており、既にベトナムが外国企業と契約を結んだ多くの鉱区と重なっている。ベトナム側では国営石油会社の Petro Vietnam が外国企業に対して CNOOC の設定した鉱区に参加しないように呼びかけるとともに、ベトナムが契約している鉱区はこれまでどおり探鉱開発を続けると宣言した⁶⁾。

②フィリピン

フィリピンエネルギー省（DOE）は、2012年7月31日、中国と領有権を争っている南シナ海 Palawan 島北西沖合の石油・天然ガス鉱区についてコントラクター選定の入札を実施すると発表した⁷⁾。周辺海域では中国との間で領有権を巡る争いが激化しており、発表した3鉱区のうち2鉱区は、中国が領有権を主張する海域にある。

DOC（2002年）後の2004年9月、CNOOCとフィリピン国家石油の間で南シナ海の一部における共同での地震波探査が合意され、次いで、2005年3月には、中国・フィリピン・ベトナム3国間で同様の探査の合意がなされていたことを考慮すると、石油・天然ガス獲得におけるその後の中国の動きには、協調路線からのかい離が見られる。

これらに見られるように、南シナ海に面する諸国（とりわけ中国・フィリピン・ベトナム3国）は、陸上近接地域に多く賦存する石油鉱区・天然ガス鉱区から、新たなフロンティアを求めて、より沖合の深海をターゲットにし始めており、領有権・領海紛争が頻発・激化している（しかし、深海域の埋蔵量は限定的であることに鑑みると、中国の深海域進出の真意は別のところにあると見られる。4-3. (1) および (2) を参照）。南シナ海島嶼の領有権問題が中国の「核心的利益」となり、さらに、実態的に、「実効支配」・「既成事実の積み重ね」の深化につながっている所以である（「核心的利益」については、1-3. 中国による「南シナ海は核心的利益」の位置づけを参照。）。

(10) こうした中、2014年5月11日、ミャンマーの首都ネピドーで ASEAN 首脳・外相会議 が開催され、5月初頭から特に中越間で緊張が高まっている南シナ海情勢に関して、両国に自制を求めるとともに、紛争防止のため、COCの早期策定を訴える「ネピドー宣言」を採択し、国際社会にアピールした。

参考：COCに反映されるDOCの性質について、ASEANと中国の間で立場の相違がある。

①紛争解決のためのルールとみなし国連海洋法条約をCOCに盛り込む—ベトナムやフィリピンの立場。これは、係争2国間での解決を主張する中国と対立。

②共同資源開発や環境調査・救助活動に関する信頼醸成を高める措置をCOCに盛り込む—中国の立場。

この意見の食い違いが埋まらず、2011年7月のASEAN外相会議は、DOCを実施するためのガイドラインは承認したものの、ASEAN発足以来、初めて共同声明を作成できないという異例の幕切れとなった。ちなみに、中国は、同外相会議で資源開発や調査・救助活動に向けて海洋協力基金の創設（30億元の拠出）を提案している。その後も、2014年5月のASEAN首脳会議に先立つ外相会議が、現状に「深刻な懸念」を表明する緊声明を表している。ASEANが地域の安全保障問題でこのような声明を出すことは異例のことであり、南シナ海を「紛争の海」にしてはならないという強い危機意識の表れであり、異常な状態が続いている。

(11) この後、2014年5月30日～6月1日シンガポールで開かれたアジア安全保障会議（シャングリラ会議）（英国国際戦略研究所：IISS主催）2日目の6月1日、中国と周辺国が激しく対立する南シナ海の領有権問題について、「法の支配」に基づき解決すべきだとの声が相次いだ。中国はこうした発言に強く反発している。

以上の経緯が示す中国の対南シナ海姿勢は、①領有権主張・実効支配（既成事実化）と対ASEAN融和策の使い分け、②融和策の中での係争2国間の問題とする限定化（ASEAN全体の問題とすることを拒否）、国際海洋法や国際司法裁判などを含む「法の支配」への拒否反応という特徴を見せている。

参考：こうした中国の姿勢に関して、US-China Economic and Security Review Commissionの年次報告（2013年）は、南シナ海や東シナ海において係争中の領土問題について、中国には多国間協力によって解決する意思がなく、徐々に高圧的な（coersive）戦術のトーンを高めつつ、周辺国が中国の主張を受け入れざるをえない状況を作り出そうとしているとの見方を提示している⁸⁾。

ASEANが一丸となってCOC策定を軸とする紛争解決にあたるシナリオが描けないことには、以下のものを含むいくつかの理由がある。

① ASEAN諸国の半数は南シナ海の領有問題と直接関係がない。

② 1990年代末のアジア通貨危機後、ASEANと中国の経済的緊密化が急速に進み、2001年に中国が提案して進行中のFTAであるASEAN+1およびASEAN6カ国と中国の

間で2010年に発効したASEAN+6を通して、過半のASEAN諸国にとって中国は既に重要な貿易パートナーになっているなど、中国の経済パワー外交が顕著である。

③政治外交の姿勢で見ると、中国寄りのメンバー国（ラオス、カンボジア）は、ASEANで、南シナ海問題を議論することには消極的。これに対する、域外大国との連携に期待するメンバー国（ベトナム、フィリピン）、といった具合に、ASEAN全体として団結のための足並みが揃っていない。他方、ベトナムとフィリピンも経済的には、中国に大きく依存していることから、あまり強硬な姿勢は打ち出せない立場にある。

こうした背景を勘案すると、「努力する」以上の具体的な目標が（4）の中国・ASEAN外相会議（2002年）の共同声明に盛り込まれなかったことは不思議ではなく、また、南シナ海に関するCOCが今後、早期に策定される可能性は、必ずしも大きくない。さらに、今後についても、前記FTAに加え、ASEANのFTAの急速なハブ化（ASEAN+3の形成可能性）、RCEPなど「将来の」東アジア共同体（EAC）の形成でASEANは中核的役割を担いつつ、中国との連携がさらに進むことが見込まれるという要因が存在している。

1-3. 中国による「南シナ海は核心的利益」の位置づけ

（1）1992年、この海域における島嶼の領有権を国内法の「領海法」（1-2.（2））の設定で明記してきた他、2013年には、この海域に面する海南島の海軍基地に原子力潜水艦も配備している（後述4-3.（2）も参照）。

（2）2010年3月にスタインバーグ米 국무副長官（当時）らが訪中した際、中国政府高官が南シナ海を「核心的利益（core interests）」と位置づける中国の方針を米側に伝達し、国際的に大きな波紋を呼んだ⁹⁾。それまで「核心的利益」としてきた台湾やチベットと同じレベルにあたる位置づけに格上げしたことで、南シナ海は、中国にとっては交渉の余地がない地域であるとし、領有権保持のためには、武力行使も辞さないことを対外的に公言したものである。

（3）さらに、同年5月24～25日に北京で行われた米中戦略経済対話の席上、クリントン国務長官（当時）に対して、中国は南シナ海における権利・権益を「核心的利益」とみなしている旨の発言をしたと言われる¹⁰⁾。

参考：一般に、「核心的利益」発言をこの時点に求める文献が見られるが、その後も2012年10月、劉賜貴国家海洋局長（当時）が「南シナ海の戦略的権益の位置づけは重要で、南シナ海での権益保護は我が国の核心的利益に関わる」と明言している¹¹⁾。

さらに、海洋権益の重要性については、要人が以下のように、しばしば強調していた。

・2012年9月、中国国防相スポークスマンが、「軍は常態化した戦備勤務を堅持、海空の突発状況に積極的に対処、主権と海洋権益を断固維持擁護する。日常戦備と海監漁政との密接

な協力を結合させ、海洋法令執行・漁業・石油天然ガス開発に保障を提供する。」と表明している¹²⁾。

・胡錦濤国家主席（当時）は、第 18 回中国共産党大会（2013 年）中央委員会報告の中で「海洋権益を断固として守り、海洋強国を建設する」との方針を表明している¹³⁾。

加えて、習近平国家主席は 2013 年を「海洋強国化」元年と位置づけ¹⁴⁾、東シナ海や南シナ海についても警備強化や軍事プレゼンス強化に拍車をかけつつある。

参考：従来、中国は、「核心的利益」の対象である「台湾」、「新疆ウイグル」および「チベット」問題を「国内問題」と位置づけてきたが、新たに、「インベカブル事件（2009 年¹⁵⁾、1-4. 参照）」を契機とした「国外問題」として「南シナ海」が核心的利益に加わり、2013 年以降は、尖閣問題に関連して「東シナ海」も加わり、核心的利益の対象範囲が拡散もしくは拡大した。

参考：中国が主張する（台湾も同様）U 字型の「9 段線」：1947 年に中華民国内政部（当時）が引いた「11 段線」線を 1953 年に修正したものであるが、当初の線が領海を指す意図のものだったのか、排他的な経済権益を示す意図のものであったのか、現在では、不明瞭で、かつ、国連海洋法条約とは相いれないものになっている。この線は、南シナ海沿岸諸国の海岸線に沿って引かれていて、その内側を中国の領海であると対外的に主張する根拠として援用されている。南シナ海の領有権問題の根本的解決のためには、線引きの根拠を国際社会に明確に示すことで、国連海洋法条約などの国際法に則した現時点での領有権主張を正当にアピールできることになる。

2012 年に中国・ASEAN 間で合意された法的拘束力をもつ COC 作りに関する公式協議は、2013 年 9 月から開始されている。国連海洋法条約の紛争解決手続きの活用、規範遵守を監視する仕組みの構築、EEZ の尊重などが公式協議の俎上に上る以上、この線引きの根拠の明確化は、公式協議参加国の説明責任として、避けて通ることはできない。

1-4. 米国の姿勢の変化（アジア回帰：「リバランス」）

前記（1-3. (2)）した中国による「核心的利益」発言がなされるまで、米国は南シナ海問題に関しては中立的立場をとってきた。つまり、平和的解決を支持するものの、この問題は係争国間で解決されるべきものとし、米比同盟に関わる米国のフィリピン防衛義務は南沙諸島まで及ばないとしていた¹⁶⁾。

これが、2013 年 7 月開催（ハノイ）の第 17 回アジア安全保障（ARF）閣僚会合におけるクリントン国務長官（当時）の発言で大きく変化した。同長官は、「南シナ海における航行の自由は米国の国益である」と強調し、米国は「南シナ海行動宣言」に則したイニシャチブや信頼醸成装置（CBM）を促進する用意がある」と述べた¹⁷⁾。

参考：因みに、2009 年 3 月、米・中間で、「インベカブル事件」が発生している：米海軍調査船インベカブルが、南シナ海公海上で中国艦船に包囲され、進路を妨害されたもの。その際、中国側は、自国管轄海域であると警告し、同海域から退去するよう要求した。その後、米国は、同海域での航行の自由と安全を確保すべく、フィリピンやベトナムと同海域で共同軍事訓練を実施し、同盟国であるフィリピンを防衛する決意をアピールしている。

フィリピンに関して見ると、2013年4月24日からのオバマ大統領のアジア諸国歴訪でフィリピンとの安全保障協力の強化が目立った。フィリピンはアメリカの同盟国とはいえ、1990年代に駐留米軍の撤退を求めて以来、相互防衛のきずなは弱くなっていたが、このオバマ大統領訪問で米軍部隊が再びフィリピンに戻って、「流動的に駐留」する方向での合意が成立している。南シナ海でのフィリピンの中国との対立がこの背景にある。

その1年後の2014年4月28日、フィリピンを訪問中のオバマ米大統領はアキノ大統領と会談し、新軍事協定は、「中国の封じ込めが目的ではない」と強調しつつも、米比関係は「新たな段階」に入ったと表明した¹⁸⁾。米比新軍事協定（基地使用協定）締結で米軍が22年ぶりにフィリピンに戻り「常駐」することになった。南シナ海での中国によるフィリピンに対する行動の「抑止」の意図がこの背景にある。

参考：「中国の封じ込め」・「囲い込み」ではない、の意味

- ① ASEANの軍事的オプションは限定的なもので、ASEAN自身による「封じ込め」・「囲い込み」は該当しない。個別メンバーはなおさらである。事実、領有権主張国も中国との決定的な対立は避けるよう行動している。
- ②従って、ASEANの選択肢は、(イ) 結束による中国に対する集団的な外交交渉力の発揮と、(ロ) 域外大国（米国、日本など）の関与の引き出しである。
- ③基本的に、米国も中国との重大な対立は回避する姿勢である（日米ガイドライン見直しの協議でも、「中国」という表現を米国は、可能な限り削除していることにも窺える）。中国を過度に刺激することを賢明に回避している。
- ④南シナ海における海洋安全保障の最も妥当な選択肢は、日米豪など南シナ海に関わりをもつ諸国による多国間防衛。これが機能すれば、領有権・EEZ問題は軽減されるであろう。

1-2. (8) のASEAN首脳・外相会議（2014年5月）において、フィリピンとの米比新軍事協定に合意したばかりの米国は素早い反応を示し、中国が80隻以上の軍艦、公船、民間船を送った5月初頭からの中国・ベトナム船衝突に関して「一方的で挑発的行動は地域の平和と安定を脅かす」との懸念を表明している。

2014年5月30日-6月1日開催のIISSアジア安全保障会議（シャングリラ会議）では、ゲーツ米国国防長官（当時）が米海軍最新鋭艦である沿海域戦闘艦（LCS）をシンガポールに配備すると述べ、東南アジアにおける米国の軍事プレゼンス強化を示唆している¹⁹⁾。

こうした一連の米国の関与の積極化を東南アジア諸国（特に、フィリピンとベトナム）は歓迎している。アキノ大統領は、「フィリピンの安全と主権が脅かされた場合、日米は必ず我々の側に立ってくれる」と述べ、米国にとどまらず、日本への期待もにじませた²⁰⁾。

このようにアジア回帰を見せる米国に対して、アジア信頼醸成措置会議（CICA）首脳会議（2014年5月、上海で開催）で、習近平国家主席は、「アジアの安全はアジアが守る」という、従来のアメリカ中心の安全保障秩序に対するアンチテーゼともとれる新たなアジア安全保障観を披歴した。米国のアジア回帰が今後の中国の南シナ海政策にどのような影

響を与えるのか、中国の動きが注目される。

参考：CICA 首脳会議は4年に1度開催され、議長国は持ち回りで2014～16年は、中国が務める。

CICAは1992年、旧ソ連構成国のカザフスタンが提唱し、冷戦崩壊後の中央アジア周辺地域の安定を目的に設立された。欧州安全保障協力機構（OSCE）のアジア版を目指したともいわれる。ロシアのプーチン大統領やイランのロウハーニー大統領ら13カ国の首脳を含む24カ国の代表が参加。日米などのオブザーバー9カ国と、国連など4国際組織も出席。加盟国は中・露の他、キルギス、タジキスタンといった南アジア諸国など、多様な国々。今回、中国は、先進7カ国（G7）が参加しないCICAを利用し、自国主導の安全保障体制づくりに利用する構えだ。「アジアの安全は、アジア国家の主導で解決すべきだとの声を世界に発信する」（外務省・秦剛報道官）²¹⁾。

1-5. 南シナ海問題・COC交渉における各国の姿勢の特徴

(1) 中国（戦略・戦術の巧妙化については、後述2.を参照）

- 妥協なき強硬姿勢：このため、周辺国は対中意識と警戒感を強めざるをえない（核心的利益の主張、既成事実化、実効支配など）
 - 威圧的経済外交：経済的パワーを安全保障や政治、領有権の強化といった非経済分野に威圧的に適用する
 - 係争国間での2国間交渉を主張（ASEAN全体との多国間交渉や域外国の関与を招く問題の国際化には断固反対）：自国に有利な解決案を係争相手国から引き出す目的と効果があると考えられる（2国間交渉では威圧的経済外交の威力が増す）
- 以上の3つの戦略を絡めることで、効果の上がる戦略としている。

(2) フィリピン

- アメリカとの協力強化
- 2012年、中国との間でスカボロー礁で衝突が起き、拿捕しようとするフィリピン海軍と中国の監視船による阻止の対峙・攻防が2カ月も続き、結果としてはフィリピンの海洋法執行能力の脆弱さを露呈した。これを補うために米日への接近・支援引き出しを促進し、海上防衛能力の強化を図ることにした（日本からの巡視船供与、米比新軍事協定下での相互防衛など）。この成果を背景に、南シナ海問題におけるフィリピンの対中姿勢が強気に変化している（2014年、ASEAN首脳・外相会議など）。一方、南シナ海問題のみで中国との関係悪化をたどることは得策ではないとの判断からか、中国との関係安定化への姿勢も見せている（スカボロー礁事件では、ASEANの他の加盟国からも同盟関係の米国からも明確な支援は提供されなかったという経緯もある）。

(3) ベトナム

中越両国は国内法の制定で、相手方への威嚇・抑止を狙い、領有権の強化を促進する政

策をとり、緊張関係は強くなっている。ただし、武力衝突を避けるために、ベトナムが選択しているのは、多角的外交路線による中国の影響力の相対化（相対的低下）（ロシアとのミサイル購入契約、インドや米国との協力による関係緊密化）。その一方、過度な中国刺激を避けるための配慮も行う。背景は、中国との経済関係の拡大・緊密化。このため、フィリピンに比して、より慎重な姿勢で対米接近している。

（4）カンボジア

中国から巨額の支援を受けていて、ASEAN 諸会議での協議にも影響が出る程の対中配慮の姿勢。望むと望まざるとに関わりなく、戦略的選択肢の幅が狭い。最近、ベトナムによる対カンボジア関係強化も顕著化していて、カンボジアの過度の中国傾斜のブレーキになっている。

南シナ海紛争に関する ASEAN の選択肢として見た場合、①紛争当事国の政策姿勢と、② ASEAN としての統一の姿勢、③域外大国、とりわけ米国との狭間でバランスゲームを乗り切ることが、最も現実的で可能性のある道である。

2. 中国の海洋進出政策・戦略・戦術の変化

2-1. 2011 年以降における戦略的アプローチの強化・巧妙化

（1）直接武力より、主に係争国に対する威嚇（抑止力）として、海軍（人民解放軍）を活用する（現実には、2014 年 3 月には、西沙（パラセル）諸島海域で中国海軍がベトナム漁船を銃撃したとしてベトナム政府が抗議したが、また、2014 年 5 月にも、同海域で中国が石油掘削施設を建設したとしてベトナム政府の公船と衝突したものの、中国政府は事実を否認するなどの摩擦は発生しているが）。

- 武力以上に、徐々に高圧的な（coersive）戦術を高めて、係争国や周辺国が中国の主張を受け入れざるをえない状況を作り出す。

（2）国内法執行機関の活動（監視船の巡航など）を通じて、紛争海域でのプレゼンスを強化する。

（3）国内法を整備して自国の海洋進出の正当性を裏付ける（2012 年設定の領海法など）。

（4）民間漁船をコマとして活用し、相手国側の対応能力を上回る人海戦術を行使する（ちなみに、民間を有事の際の戦闘のコマとして組み込む戦略は、かつて『超限戦』²²⁾にも提示されていたが）。各地で行っているが、2014 年 10・11 月には、小笠原諸島および伊豆諸島海域でも、赤サンゴ密漁に 100~200 もの漁船が集結し、日本側は監視・取り締まりに追われた。

2-2. 2013年における海洋関連組織・部局の統廃合による機能強化

全国人民代表大会（2013年3月）で、国家海洋局が設立され、それまでの海監総（海監）、公安淵辺防警（海警）、農業部漁業局（漁政）、海関総署の海上緝私警察（海関）を統合して国家海洋局を設立し、機能強化を図った²³⁾。

2-3. 国際裁判所の判例の徹底的分析

係争国による領有権に関する提訴に対して敗訴しないための効果的な対策を準備する（ただ、実態的には、係争国間の問題であるとして国際司法的解決を拒否している。また、国連海洋法も裁判実行には係争する2国の同意が必要としている）。

2-4. 海洋上での行動を合法的に実施する

国際法違反とならないような巧妙な抜け道的な行動をとる。例えば採取したサンゴは海上で別の待機船舶に渡し、自国・他国の監視船・警備艇が現場に到着した時点では待機船舶は既に現場を去っているなど、採取したサンゴが船内にない状態にするなど。

3. 日本の関わり

3-1. 領有権との関わり：東シナ海の天然ガス田開発をめぐる日本と中国の対立の再燃

2013年7月、中国が新たな天然ガス田開発の施設を作り始めたことが明らかになったため、日本が反発している。——背景には、東シナ海で日本と中国が主張する排他的経済水域が重なり、線引きが決着していないことがある。

- EEZが重複している理由：日本は両国の海岸から等距離にある中間線を境界として主張するのに対し、中国はそれより東側の大陸棚沿いで沖縄本島のすぐ西のあたりまでを主張しているため。
- ただ、歴史的に見ると、先に天然ガス田開発に乗り出したのは中国で、2004年、日本が主張する中間線から4km中国側で、中国が天然ガス田「白樺」（中国名・春暁）でパイプラインの建設を始めたことが発覚し、翌05年には天然ガス田「樞」（中国名・天外天）の掘削も始めるなど、日中対立の火種になった。

2008年、日中両政府は「白樺」を共同開発するほか、その他の天然ガス田も共同開発の早期実現をめざして継続協議することなどで合意したが、その際、EEZの境界線問題を棚上げにした。

その後、共同開発の条約を結ぶ交渉を進める予定であったが、2010年に尖閣諸島近くで中国漁船が日本の巡視船に衝突する事件が起きたため、交渉がストップしている。

2013年7月、中国の新たな天然ガス田開発の動きが発覚したため、対立が再燃している。中国が開発している天然ガス田はいずれも中間線よりも中国寄りの場所にあり、中国政府は正当性を主張している。他方、日本政府は、境界線が決まっていない海域での一方的な開発は認められないと反発している。

参考：米軍の「トモダチ作戦」が示唆したこと

①尖閣問題で東シナ海における天然ガス田開発を巡る日中外交がとん挫している中、2011年3月11日、東日本大震災が発生した。そのわずか数時間後に、在日米軍は、「トモダチ作戦」を敢行した。これは、日本において在日米軍の前方兵力の迅速的展開体制が確立していることを証明したものと見える。日本の太平洋沿岸地域で示されたこの機動性から見て、南シナ海紛争と直結する2014年4月締結の米比新軍事協定（基地使用協定）下でも、同様の機能が発揮され、「抑止メッセージ」となることが予想される。

②米国による「航行の自由」の主張

クリントン国務長官（当時）は「航行の自由、アジアの海洋コモンズに対する自由なアクセス、南シナ海における国際法規の遵守は米国の国益である」と述べ、南シナ海問題への多国間取り組みを支持した（2010年7月）（1-4.（2）参照）。

これを受けて米国による南シナ海諸国への能力構築（capacity building）支援が提供されるようになった（ベトナム、フィリピンとの合同演習と、両国への艦船供与）。

これに先立つ2010年2月、米国防総省は、QDR2010を公表し、新たな空海統合戦闘構想“A joint air-sea battle concept”の策定（「米国の行動の自由に挑戦する、高性能のA2/AD（接近・地域拒否）能力を備えた敵を打破するために、空・海・地上・宇宙およびサイバー空間に及ぶ統合能力を発揮する空・海戦力の運用を検討する」）。そのための能力の一環として、在外米軍のプレゼンスと即応体制の強化を打ち出していた。つまり、時系列的に見ると、①に記した「米軍の前方兵力の迅速的展開体制」は、既にこうした構想の一環に入っていたことになる。

3-2. 南シナ海と日本の関わり

（1）地政

エネルギーを含む資源の輸入を東シナ海、南シナ海、マラッカ・ロンボク・スンダの各海峡、インド洋、ホルムズ海峡、アデン湾、紅海を結ぶシーレーンに依存しているため、この地域での海洋安全保障が脅かされる事態を極力回避することが命題である。従って、この地域に関わる海域、とりわけASEANとの政治・経済両面で戦略的な共同歩調を採用することが不可欠である。

（2）日本は、南シナ海問題を念頭に、ベトナムやフィリピンに対して、ODAによる巡視船供与に関する政府間協議を進めてきた（2013年7月）。

参考：日米豪初の南シナ海での共同訓練

2014年7月9日、ブルネイ沖の南シナ海で、海上自衛隊（護衛艦「しまかぜ」）と米豪海軍の艦艇による共同訓練が実施された。同海域で、海洋進出を強化する中国と、とりわけベトナム・フィリピンなどのASEAN諸国との緊張関係が高まっていることが背景にあるとみられる（共

同訓練自体は2007年から行われているが、従来は、九州西方や沖縄近海での訓練であり、南シナ海での訓練は今回が初である。

集団的自衛権や集団安全保障に関する憲法解釈見直しを推進している安倍首相は、アジア安全保障会議（2014年5月30-31日、シンガポールで開催）（シャングリラ・ダイアログ）で、「国家安全保障戦略」の理念を踏まえた「安倍ドクトリン」を打ち出し、「海における法の支配」の徹底を要請しつつ、ASEANの海洋安全保障体制への日米による支援姿勢を鮮明にした²⁴⁾。

参考：「海における法の支配」で強調された3つの原則

- ① 国家はなにごとか主張をなすとき、法にもとづいてなすべし。
- ② 主張を通したいからといって、力や威圧を用いないこと。
- ③ 紛争解決には、平和的取捨を徹底すべし。

つまり、力や威圧によるのではなく、紛争は国際法に照らして平和的解決を図るべしということである。安倍首相は、インドネシアとフィリピンが平和裏に、両国のEEZの画定に合意したことをまさに法の支配が具現化した好例とし、歓迎の意を表明した。一方、既成事実を積み重ね、現状の変更を固定化しようとする動きは、3原則の精神に反するものとして、強く非難の対象になるとした。

さらに、最も望まないものは、ルールと法にとってかわり、任意のとき、ところで、起きる威圧威嚇による不測の事態の発生であり、ASEANと中国の間で速やかに実効あるCOCができることを期待した。

また、あるべき秩序を話し合う場として、東アジア首脳会議（EAS）を地域の政治・安全保障を扱うプレミアム・フォーラムであると位置づけた。

最後に、日米同盟を基盤とし、ASEANとの連携を重んじつつ、今まで以上に地域の人々、地域の平和、安全、繁栄に努力する「積極的平和主義」を唱導した。

（安倍総理大臣基調演説講演—外務省 平成26年5月30日をベースに筆者が要約）

参考：インドネシア・フィリピン間の海洋紛争解決から得られる「2つの教訓」

本海洋紛争解決は、前記の安倍首相の基調講演で「法の支配が具現化した好例」として言及されたものであるが、これに関して、インドネシアのアリフ・ハヴァス・オエグロセノ駐EU大使の論説²⁵⁾は、この紛争解決は、以下の2つの教訓を示唆しているとしている。

- ① 国連海洋法条約が海洋境界を決める現行法だということ（を受け入れる）。
- ② 権利主張国は、海洋境界がないところでも、より大きな利益のために協力できるということ。（より大きな利益は、CTIでは環境保護、マラッカでは海洋安全保障）

これらは、「共通の利益、公共財を国益の上に置く」ことができるかどうかによる。

こうした紛争解決のあり方は、まさに平和学における「transcend」（平和的転換）の実践例であり、注目される。

「transcend」は、一方的強制や服従ではなく、また、当事者間の妥協点を探るのものでもなく、対話を通じて双方の目標・心情を理解し共感したうえで、対立や矛盾を非暴力的・創造的に超越し、両者が協力しあえる良好な関係へと転換させていく手法で、ノルウェーの平和学者ヨハン＝ガルトゥングが提唱したもので、「超越法」とも呼ばれている。

CTIとはコーラル・トライアングル・イニシアティブの略。2007年8月、インドネシア、マレーシア、フィリピン、東ティモール、バブアニューギニア、ソロモン諸島の6カ国のEEZにまたがる海洋と沿岸の生物資源の宝庫である海域を、政治的枠組みを越えてひとつの海域とし

て連携して保全するための多国間パートナーシップとしてインドネシアによって提唱された「サンゴ礁保全，漁業生産，食料問題に寄与するための枠組み」である。

この提言は，翌月9月にシドニーで行われたAPECサミットの気候変動・エネルギー保障・クリーン開発に関する「シドニー宣言」において，日本（安倍首相），アメリカ（ブッシュ大統領（当時）含む21カ国首脳により承認され，その後の地域の2つのサミット（2007年11月のASEANサミットとBIMP-EAGA会議（ブルネイ・ダルサラーム，インドネシア，マレーシア，フィリピンおよび東ASEAN成長地域）において各国代表に承認され，2007年12月にインドネシア・バリ島で行われた気候変動条約第13回締約国会議（COP13）中に，第一回大臣会合が開催され，正式にCTIが発表されている。

参考：中国国内での空軍と海軍の発言力の高まり

中国は海洋国家になることを目指しており，このためには海と空の安全保障が重要視されているが，近年，海軍・空軍関係者がメディアなどで積極的に強硬論を展開している²⁶⁾。指導者層の第4世代から第5世代への移行が進行中の中国では，領土政策は共産党の正当性と密接に関わっており，国内世論を強く意識した政策が行われるとの見方がある。尖閣諸島を含む東シナ海空域に防空識別圏を設定（2013年11月）したことも関係・反映されているとみられる。

4. シーレーンから見た将来の安全保障体系

4-1. 中国の石油輸入の拡大

2009年に石油の純輸入国に転じた中国の石油輸入額は，高度経済成長に伴い，2011年に，2350億ドルを記録して日本（1820億ドル）を抜き，米国（4620億ドル）に次ぐ世界第2位となった。2014年には，中国2510億ドル，日本1990億ドル，米国4180億ドルと見込まれている²⁷⁾。

2030年までこのトレンドが継続した場合，中国の石油輸入が同年に米国を抜き去って世界最大の石油輸入国になると推定されている（世界の石油生産の75%を輸入し，その大半を中東産石油に依存する。一日当たりの輸入量は，2011年の290万バレルから2030年には670万バレルへと約3倍増）。

一方，米国の一日当たりの中東産石油の輸入量は，シェールガスや国内の石油産出により，2011年の190万バレルから2030年には10万バレルへと激減すると予想されている。他方，中国の国内石油生産量の伸びは少なく中東産に依存し続ける²⁸⁾。

4-2. 安全保障体系の変容

4-1. に記したデータが意味するところは，現在，中東産石油の輸入ルート（湾岸シーレーン）を米国が軍事力で守っているが，この体制が続いた場合，将来，米国が中国のために湾岸ルートを守るということになるという逆説が生じるということである。

米国は中国による湾岸安全保障へのただ乗りを容認する可能性は低いであろうから，安

全保障経費を中国が分担することを要請するであろう。現在ですら、米国は中東での兵力削減と撤収を敢行中なので、いずれにせよ中国が自らの軍事力をもって自国のシーレーンである湾岸ルートの安全保障を補完もしくは構築する必要が出てくる。

その場合、3つの選択肢がある。①米国の経費を全負担する、②分担する（平和のコストシェアリング：分担額は徐々に膨らむ）。

しかし、中国にとってできるだけ安価で望ましい安全保障体系は、③中東で削減されてアジアに再配置（リバランス）される米軍兵力が、アジアから再び湾岸に配置され（リ・リバランス）、湾岸の安全保障を支え、それに伴ってアジアに生じる安全保障の隙間を中国が埋めてアジアにおける軍事的覇権を確立することであろう。

この想定シナリオは、前記したアジア信頼醸成措置会議（CICA）首脳会合（2014年5月、上海で開催）で、習近平国家主席が唱えた「アジアの安全はアジアが守る」という安全保障観に符号する（1-4.（7）を参照）。

4-3. 南シナ海の資源ポテンシャル的価値 vs 軍事戦略的価値

（1）埋蔵量は限定的

米エネルギー省情報局（EIA）によると、南シナ海全体での石油・天然ガス埋蔵量（確認・推定を含む）は、原油112億バレル、天然ガス190兆立方フィート²⁹⁾だが、その多くは陸上近接地域に賦存しており、コンサルティング会社Wood Mackenzieの試算では、原油+天然ガスの合計は石油換算にし25億バレルに過ぎない³⁰⁾。ただ、この埋蔵量は、決して大規模なものではないことから、資源ポテンシャルとしての価値は必ずしも大きくない。加えて、領有権・EEZを巡る係争の中心である西沙（パラセル）諸島とスプラトリー諸島近海および南シナ海中心部の埋蔵量は、陸上近接地域と比べると小規模で、中国の経済成長を支えている中東産原油の規模に比肩するものではない。

参考：深海掘削用リグ「海洋981」

ただし、2015年5月、ベトナムの強い反発を受けた中国の石油掘削装置（深海掘削リグ：「海洋石油981」）は、水深3000mを超える作業に対応するものであるため、埋蔵量はさほど大きくはないとしても、高い経済成長を支えるエネルギー資源（目下は、中東産石油に大きく依存）の補完的獲得が目指されていることも確かであろう。

（2）軍事作戦上の戦略的価値が高い

2013年、中国は南シナ海の海南島に大規模な海軍施設を建設した。射程8000kmの巨浪2型（JL-2）弾道ミサイル（潜水艦発弾道ミサイル）12基を搭載する「晋」級戦略ミサイル潜水艦（SSBN）2隻を配備し、さらに2隻を建造中と報じられた³¹⁾。

なぜ南シナ海かという点、中国の周辺海域（黄海や東シナ海）は水深が浅過ぎ、SSBN

の戦略的展開に適さない³²⁾一方、南シナ海は平均水深 3500m、最深部 5600m の深海域が存在する好適地で、上記の最新型潜水艦を潜航させたまま、パーシー海峡（台湾とフィリピンの間）を經由して西太平洋に送り出すことが可能だからである³³⁾。SSBN は、核報復力（接近拒否および先制攻撃に対する報復力、つまり第二撃能力）をもつ戦略核 SLBN の搭載が可能である。

(1) と (2) を重ね合わせると、中国の南シナ海への積極的進出は、資源獲得を第一義の目的とするより、むしろ、軍事目的に重点がおかれているとの解釈が成り立つ。

中国の戴秉國國務委員が南シナ海を中国の「核心的利益」と米国に伝えた（1-3. (2) 参照）真意が推測される。輸入原油への依存度の逡減が明白な米国が南シナ海海底資源に強い関心を抱くことは考えにくく、南シナ海での「航行の自由、洋上の安全保障」を強調するのは、主として、今後の同海域での安全保障を視野に入れた（同盟国も含めた）軍事戦略的配慮とシーレーンの確保を第一義の目的とするものである。

参考：中国の「不沈空母」構築に警戒強める米 南シナ海の環礁埋め立て³⁴⁾

中国が南シナ海のスプラトリー（南沙）諸島にあるファイアリークロス（永暑）礁の埋め立てを進め、軍用滑走路とみられる施設の建設など、「不沈空母」ともいえるような軍事拠点を急ピッチで構築している。米国防総省は米軍の行動を阻む「接近阻止・領域拒否戦略」の一環で、防空識別圏の設定をにらんだ動きでもあるとみて警戒を強めている。

国防総省筋は 21 日、ファイアリークロス礁で中国が大規模な埋め立て工事を行い、人工島を建設していることを確認し、「軍事用滑走路を建設するとみられる」と指摘した。

一方、国際軍事専門誌 IHS ジェーンズ・ディフェンス・ウイークリーは同日、同礁の人工島を撮影した衛星画像を公開した。人工島は全長 3000m、幅 200～300m。人工島とは別に、同礁の東側には大規模な軍港施設も建設されており、国防総省筋は、中国海軍艦船やタンカーが接岸できる規模だとしている。

ファイアリークロス礁から約 150km のジョンソン南（赤瓜）礁でも、大規模な埋め立て工事が進んでおり、滑走路が建設されるとみられるほか、ガベン（南薰）礁とクアテロン（華陽）礁でも工事に着手した。4カ所の中でも、ファイアリークロス礁の埋め立てが最大規模だという。

これに加え、中国船が居座り続けるスカボロー礁（黄岩島）でも、中国が軍施設の建設に踏み切るのは時間の問題だとみられている。既存の施設としては、ミスチーフ環礁（美濟礁）とスーピ（渚碧）礁にレーダー施設、パラセル（西沙）諸島ではウッディー（永興）島に滑走路と港湾施設、レーダーサイトを擁している。

中国が軍事拠点の構築と拡張を急ぐのは、中国本土から遠い南シナ海で遠征作戦能力を確保しようとしているためだ。空母の運用などに加え、一連の拠点を使って米軍の行動を阻止する航空機と艦船、対空ミサイルなどによる軍事作戦の実施や、南シナ海に防空圏を拡大した場合の戦闘機の緊急発進が可能となる。

(3) 日米共同監視

「アーミテージ・リポート」³⁵⁾に、南シナ海での「航行の自由」を確立するための日米共同監視活動が唱えられているが、これはまだ実行されていない。このため、2015年8月

末までに取りまとめが予定されている日米ガイドラインでは、この共同監視が盛り込まれる可能性がある。2014年7月の記者会見でも、アーミテージ氏は、日本の集団的自衛権の行使容認で、シーレーンの安全確保に関して日本がより大きな役割を果たせるとの期待を改めて示した。

この点については、既に政府が公表した「侵略行為に対する国際協力による支援（補給、輸送に限らず、哨戒活動、警戒監視、空中給油、早期警戒活動）」が指摘されている³⁶⁾。

安保政策見直しで政府が示した15事例には、「民間船舶の国際共同護衛」も含まれており、南シナ海を含むシーレーンが大きく関わってくる。

参考：米国は、日本での「トモダチ作戦」終了後、ベトナム、シンガポール、フィリピン、オーストラリアの各国との共同訓練を連続実施してきた。日米豪にインドも加われば、東シナ海、南シナ海、インド洋とつながるシーレーンの安全が確保されることにつながる。他方、日本の海自も、海自護衛艦2隻のインド寄港を公開するなど、インドとの連携をアピールしている。海賊対策のため、ソマリア沖・アデン湾へ向かう海上自衛隊の護衛艦2隻が2014年8月7日、補給のため、インド南部コチ港に入港し、その様子が日本メディアに公開された。寄港したのは護衛艦「さみだれ」と「うみぎり」。2009年3月に始まった護衛艦派遣の第9次隊にあたり、現場海域で活動中の8次隊と交代し、日本を含む各国の民間船舶の護衛にあたる。高速機関銃のほか、速射砲、魚雷、艦載ヘリコプターなどを装備している³⁷⁾。

参考：西太平洋における中国の軍事力増大が、①米国の圧倒的優位性を徐々に相対化し、域内諸国が、米国の平和・安定維持能力を懐疑するようになる事態を回避する必要があること、②南シナ海（東シナ海も）の事態を徐々に悪化させる戦術（「サラミ戦術」）であり、新たな現状と現状の固定化・維持（status quo）を作り出すことを目指している、とのCSIS（Center for Strategic and International Studies）のB. Glazer氏（Senior Advisor）による議会証言がある³⁸⁾。

おわりに

南シナ海問題は、基本的に、島嶼の領有権・EEZを巡るASEAN加盟国（とりわけベトナムとフィリピン）の対中国問題であるが、係争する2国間問題であるとの立場に立つ中国との溝は容易に埋まらず、個別に域外大国（特に米国）の影響力に依存する動きにつながっている。これに米国のアジア回帰政策が重なり、米・中緊張の高まりを引き出している。

集団としての交渉力の維持+域外大国による適度な関与+多国間対話枠組で、中国との決定的対立を回避することが関係諸国の共通の利益であるとの認識が共有され、地域秩序が形成される必要がある。

注

1) 「論争棚上げ、共同開発」に関しては、“Set aside dispute and pursue joint development,

- November 17, 2000” 中国外交部ホームページ 2000年11月7日参照。内容は、①関係する領土の領有権は中国に属する。②領有権紛争を完全に解決する条件が整わないときは、主権の議論を休止し、問題を棚上げできる。論争の棚上げは主権の放棄を意味しない。③争いのある領土は共同で解決できる。④共同開発の目的は、協力を通じて相互理解を強化し、領有権問題の最終的な解決に向けた条件を作り出すことである。
- 2) 「江沢民与黎可漂行談」『人民日報』1999年2月26日、「中越聯合声明」『人民日報』1999年2月28日、江准「北部湾：中越合作之湾」『世界知識』2006年第24期、27-29ページ参照。
 - 3) Li Mingjiang, RSIS “China’s non-confrontational assertiveness in the South China Sea”, first appeared in RSIS Working Paper No.239, June 4, 2012
 - 4) プリーフィング・メモ 防衛研究所ニュース 2014年7月号（通算189号）
 - 5) ロイター 2014年5月23日 20:16 配信
 - 6) JPEC レポート 2012年8月29日
 - 7) 同上
 - 8) US-China Economic and Security Review Commission Annual Report 2013
 - 9) *The New York Times*, April 23, 2010. なお、『ワシントン・ポスト』によると、この発言は天凱・外交副部長（当時、外務次官）のものである。*The Washington Post*, July 30, 2010
 - 10) 核心的利益と発言したのが戴秉國國務委員であったという説と、崔天凱外務次官であったとする2説があるが、ヒラリー・クリントン元米國務長官によれば、2010年5月の米中対話の際に戴秉國國務委員が南シナ海を核心的利益と呼んだという。Edward Wong, “China Hedges Over Whether South China is a ‘Core Interest’ Worth War,” *The New York Times*, March 30, 2011
 - 11) 『日本経済新聞』2012年10月26日
 - 12) 海洋政策研究財団編『中国の海洋進出』41頁
 - 13) 『日本経済新聞』2012年10月26日
 - 14) Platts, March 19, 2012
 - 15) 2009年3月、米海軍調査船インベカブルが南シナ海公海上で中国艦船に包囲され、進路妨害を受けた事件。中国は自国管轄海域であると警告し、同海域から退去するよう要求した。
 - 16) M. Taylor Fravel, “Regime Insecurity and International Cooperation: Expanding China’s Compromises in Territorial Disputes,” *International Security* 30:2, 2005, pp. 46-83
 - 17) Hillary Rodham Clinton, “Remarks at Press Availability,” National Convention Center, Hanoi, July 23, 2011
 - 18) 『日本経済新聞』2014年4月29日朝刊
 - 19) Dr. Robert Gates, “Strengthening Security Partnerships in the Asiapacific,” June 5, 2010, First Plenary Session, the 9th IISS Asian Security Summit (Shangri-La Dialogue), <http://www.iiss.org/conferences/the-theshangri-la-dialogue-2010/plenary-session-speeches/first-plenary-session/Robert-gates/>（2010年8月12日アクセス）
 - 20) Benigno S. Aquino, III., “Speech of President Aquino in Commemoration of Araw ng Kagitingan, 2011,” Bataan, Philippines, April 9, 2011
 - 21) 産経ニュース 2014年5月19日 22時02分配信
 - 22) 喬良／王湘穗著（坂井臣之助監修／劉碭訳）共同通信社、2001年12月
 - 23) 防衛研究所編（f）『中国安全保障レポート2013』11-13頁
 - 24) 外務省「安倍総理大臣基調演説講演 平成26年5月30日」
 - 25) Diplomat 誌ウェブサイトに掲載（2014年6月14日）

- 26) 機動成果報告第4章『習近平政権の課題と展望—調和の次に来るもの』アジア経済研究所
2013年
- 27) MIGA コラム「世界診断」2014年6月11日
- 28) 同上
- 29) U.S. Energy Information Administration (EIA), “South China Sea”, February 7, 2013
- 30) ditto
- 31) 「今週の直言」, 国家基本問題研究所, 2014年3月31日, (米議会の諮問機関である米中経済安全保障調査委員会報告(中国が戦略ミサイル原潜を開発し, 海南島を基地とする配備計画)に続き, 上院軍事委員会の公聴会(2014年3月25日)における米太平洋軍のロックリア司令官の証言として伝えたもの).
- 32) 川村純彦「島嶼防衛の問題」谷内正太郎編『日本の安全保障と防衛』ウェッジ, 2013年, 103頁
- 33) 飯田将史「対中対峙の場となる南シナ海」谷内正太郎編『日本の安全保障と防衛』ウェッジ, 2013年, 160頁
- 34) 産経ニュース 2014年11月22日 20時16分配信
- 35) ジョセフ・ナイらとともに, 2000年に超党派で作成した対日外交の指針としての政策提言報告である. 正式名称は, INSS Special Report “The United States and Japan: Advancing Toward a Mature Partnership”. 邦名「国防大学国家戦略研究所特別報告 合衆国と日本—成熟したパートナーシップに向かって」
- 36) 森本前防衛大臣会見(「朝まで生テレビ!」), 2014年7月14日
- 37) 『朝日新聞』2014年8月7日朝刊
- 38) Council on Foreign Relations, “People’s Republic of China Maritime Disputes,” January 14, 2014